指 定 地 域

	騒音規制法に基づく騒音の 規制地域区分		都市計画法の用途地域	
 	特定工場等	特定建設作業		
	第1種区域		第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	
		第1号区域	田園住居地域	
	第2種区域		第一種中高層住居専用地域	
			第二種中高層住居専用地域	
			第一種住居地域	
			第二種住居地域	
			準住居地域	
	第3種区域		近隣商業地域	
			商業地域	
			準工業地域	
	第4種区域			学校、保育所、病院及び診療所(入院施
				設の有るもの)、図書館、特別養護老
			工業	人ホーム並びに幼保連携型認定こども
			地域	園の周囲約80メートル以内の区域
		第2号区域		上記以外の区域

	振動規制法に基づく振動の 規制地域区分		都市計画法の用途地域	
振動	特定工場等	特定建設作業		
	第1種区域	第1号区域	第一種低層住居専用地域	
			第二種低層住居専用地域	
			田園住居地域	
			第一種中高層住居専用地域	
			第二種中高層住居専用地域	
			第一種住居地域	
			第二種住居地域	
			準住居地域	
	第2種区域		近隣商業地域	
			商業地域	
			準工業地域	
			工業 地域	学校、保育所、病院及び診療所(入院施
				設の有るもの)、図書館、特別養護老
				人ホーム並びに幼保連携型認定こども
				園の周囲約80メートル以内の区域
		第2号区域		上記以外の区域

振動・騒音ともに、用途地域のうち旧玉湯町の区域、旧宍道町の区域及び旧東出雲町の区域を除く。 ※「旧玉湯町の区域」とは平成 17 年 3 月 31 日の合併の日の前日の八東郡玉湯町の区域を、「旧宍道町の区域」 とは平成 17 年 3 月 31 日の合併の日の前日の八東郡宍道町の区域を、「旧東出雲町の区域」とは平成 23 年 8 月 1 日の編入の日の前日の八東郡東出雲町の区域をいう。